

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、**成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化**
- 障害の有無にかかわらず**自己決定権を尊重するとの理念の高まり**
- 所有者不明土地問題等の**社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり**
- **デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性**

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月 法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会 調査審議開始
令和8年	2月 法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月 法律案閣議決定 6月 参議院本会議において法律案が可決・成立（令和8年6月24日公布）

法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援者	補助人		保佐人		後見人	
支援内容	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為の取消し + 特定の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
- 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない

遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
- 押印に関する慣行や法意識の変容

- ▶ **本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止** 【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
- ▶ **事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能** 【民法10条】（新旧p6-7）
- ▶ **利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能** 【民法12条】（新旧p8-9）
- ▶ **選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化** 【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
- ▶ **本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能** 【民法876条の5】（新旧p34-35）
- ▶ **パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設** 【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- ▶ **押印の任意化** 【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。

施行日 成年後見制度：公布から2年6月を超えない範囲で政令で定める日

遺言制度：公布から1年（システム改修を要するものは3年）を超えない範囲で政令で定める日

1. 本人にとって必要な範囲・期間で制度利用を可能にすること

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると、成年後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度（後見の制度）のみ利用できる

利用動機（例えば遺産分割）と比べて自己決定が必要以上に制限される

- ※ 現行法は事理弁識能力の程度に応じ、利用できる制度が次のどれかに定まる

後見：包括的な代理権・取消権

保佐：個別の代理権・幅広い要同意事項

補助：個別の代理権・個別の要同意事項

（同意を得ることなく行った行為は取消可能）

- ※ 後見の制度の利用に際しては、明らかに必要がないときは鑑定が不要

- 後見・保佐の制度では、利用動機の事務が終了しても事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない

● 特定の行為について権限を付与する仕組みに基本的に一元化

①事理弁識能力が不十分、②本人の同意、③制度利用の必要性を要件として、特定の行為について個別に

- ・ 補助人に代理権（例えば遺産分割の代理権）を付与する審判
- ・ 補助人の同意を要するとの審判（本人が補助人の同意を得ることなく行った行為は取消可能）

【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）

→本人にとって必要な範囲で制度利用を可能とし、自己決定に対する必要以上の制限を防止

例外的に、補助を開始した者が、事理弁識能力を欠く常況にある者であると認定されるときは、

法定の重要な財産行為についていずれも取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用可能

【民法10条】（新旧p6-7）

★ 特定補助の仕組みの利用に際しては、医師二人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定が不要

【家事事件手続法119条】（新旧p85）

● 事理弁識能力が回復していない場合でも、制度利用の必要がなくなると家庭裁判所が認めるときは、申立て又は職権（※）により、制度利用を終了可能

【民法12条】（新旧p8-9）

※ 補助人に義務付けられる家庭裁判所への毎年1回の本人の状況報告の際に、制度利用の必要がなくなると認めるとき

2. 本人の自己決定の更なる尊重を図ること

- 本人にとって適任の者を選任するため成年後見人等の選任時に本人の意見の尊重を更に図るべき

※ 現行法は考慮要素の最後に本人の意見を規定

- 成年後見人等の交代が困難であり、本人がニーズに合った保護を受けることができない

※ 解任事由が成年後見人等の不正な行為（横領等）や著しい不行跡などの成年後見人側の事情に着目した事由のみ

- 成年後見人等が本人の意向を十分に把握することなく、本人の意向に沿わない事務が行われることにより本人の自己決定が尊重されない場合がある

- 家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」を規定

【民法876条の2】（新旧p32-33）

→「本人の意見」が重要な考慮要素であることを明確化

- 解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」を追加

【民法876条の5】（新旧p34-35）

→補助人に不正な行為（例えば横領等）がない場合であっても、例えば、補助人が本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなど、解任（交代）可能

- 補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことを明確化

【民法876条の11】（新旧p38）

3. 報酬の予測可能性を高めること

- 成年後見人等の報酬の予測可能性を高めるべき

※ 現行法は本人及び成年後見人等の資力以外の考慮要素が明記されていない

- 家庭裁判所が報酬を決定する際、補助人が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることを規定上明確化【民法876条の19】（新旧p42）

※ 予測可能性を確保するために報酬請求が認容された事案の実績が公表されることを予定

4. 補助人に対するニーズに対応可能とするために死後事務に関する補助人の権限を拡充すること

- 補助人に本人の死亡後の死体の火葬・埋葬に関する契約や未払金の支払をする権限がない
補助の制度に一元化することに伴い、本人死亡後の事務が滞る可能性
※ 現行法は成年後見人にのみ死後事務の権限を認めている

- **補助人が、次の行為をすることが可能** 【民法876条の26】（新旧p44-45）
 - ・ **本人の死体の火葬・埋葬の契約の締結**
 - ・ **本人が死亡した当時の権限の範囲内での相続財産の保存に必要な行為**（例えば、施設入所契約・施設利用料の支払の代理権付与の審判を受けた補助人が、本人死亡後に未払の施設利用料を支払うこと）

5. 家事事件手続の見直し

- 本人の自己決定を尊重する観点から家事審判手続において本人の意思をできるだけ反映することが必要
- 補助の制度を利用する必要の有無は、医学的な観点のみではなく、本人の生活の状況等を踏まえて判断することが必要

- **補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意を要する旨の審判等においても、原則として、本人の陳述聴取が必要** 【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

- **家庭裁判所が必要であると認める事案においては、市区町村長その他適当な者に、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができることを明確化** 【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

6. 意思表示を受領する特別代理人の制度を新設すること

- 補助の制度は本人にとって必要な場合にのみ利用されるので、事理弁識能力を欠く常況にある者であっても本人に代わって意思表示を受領する法定代理人が存在しない場面が発生

- **意思表示の相手方が事理弁識能力を欠く常況にあり、その者のために意思表示を受ける者がいないときは、家庭裁判所が、表意者の請求によって、意思表示を受領のための特別代理人を選任する制度を新設** 【民法98条の3、家事事件手続法149条の2】（新旧p14-15、116）
※ 意思表示の受領の特別代理人は、必要に応じて補助開始の審判・代理権の付与の審判を請求して、必要な対応を補助人に引き継ぐことが可能

7. 任意後見制度の柔軟な利用を可能にすること

- 本人が選任する任意後見人を監督する機関として任意後見監督人が必須
 - ※ 任意後見人の監督について明らかに任意後見監督人が不要で家庭裁判所による監督でも足りるケースもあり、ケースによっては監督の負担が重いとの指摘
- 法定後見の利用を開始すると任意後見契約が終了し、本人の意思に基づく任意後見契約の十分な活用が困難
- 本人が依頼した任意後見人（任意後見受任者）が死亡した場合などに備えて次の任意後見人を依頼する仕組みがない
- 本人の事理弁識能力が低下しても任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てがされない（任意後見契約で合意した事務の履行について監督の制度が発動しない）
 - ※ 現行法は申立権者を親族又は任意後見受任者に限定

- 家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督することが可能

【任意後見契約法7条】（新旧p61-62）

- 補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を許容
→任意後見契約の十分な活用が可能

【任意後見契約法5条等（現行任意後見契約法4条1項2号、2項、10条3項の削除）】
（新旧p59-61、64-65）
- ※ 補助人に付与する代理権の範囲を適切に設定することで補助人と任意後見人との権限が重複を回避することを基本としつつ、権限の重複の調整が必要な場合に備えて任意後見契約の一部解除の規律を新設

- 本人と任意後見受任者との間で任意後見契約の効力を発生させる順序を定める合意が可能

【任意後見契約法4条、5条】（新旧p59-60）

- 本人が公正証書によって指定した者も任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てをすることが可能【任意後見契約法5条、6条】（新旧p59-61）
 - ※ 親族以外の者であっても、本人が、将来に備えて、例えば、自分の生活状況を把握している者に、任意後見契約を発効させる裁判手続の請求を委ねることが可能
 - ★ 補助開始の審判の申立て等においても同様の手当て【民法7条、8条】（新旧p2-3）

法定後見制度の見直しに伴う主な経過措置

- ・ 利用中の制度の利用を継続したい場合

基本的には現行法の内容で利用継続可能【附則2条、3条】

解任事由（※1）・意向尊重義務（※2）は改正後の民法を適用【附則2条、3条】

※1 本人の利益のため特に必要があるときに解任可能

※2 補助人がその事務を行うに当たっては、適切な方法により、補助の事務に関する本人の意向を把握するようにしなければならない

- ・ 新制度に移行したい場合

改正後の補助の制度に係る申立て（※3）をして新制度を利用【新民法7条等】

現在利用中の後見・保佐開始の審判は取消し【附則2条、3条】

※3 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

- ・ 制度利用を終了したい場合

後見・保佐開始の審判の取消しの申立て（※4）可能【附則2条、3条】

※4 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

※令和7年12月末日時点の利用者数 後見18万0828人、保佐5万8162人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」）

- ・ 利用中の制度を利用を継続したい場合

改正後の補助の制度の内容で利用継続可能【附則4条】

- ・ 制度利用を終了したい場合

補助開始の審判の取消しの申立て（※5）可能【新民法12条】

※5 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、補助人等

※令和7年12月末日時点の利用者数 補助1万8078人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」）

任意後見制度の見直しに伴う主な経過措置

- ・ 施行日前に締結された任意後見契約

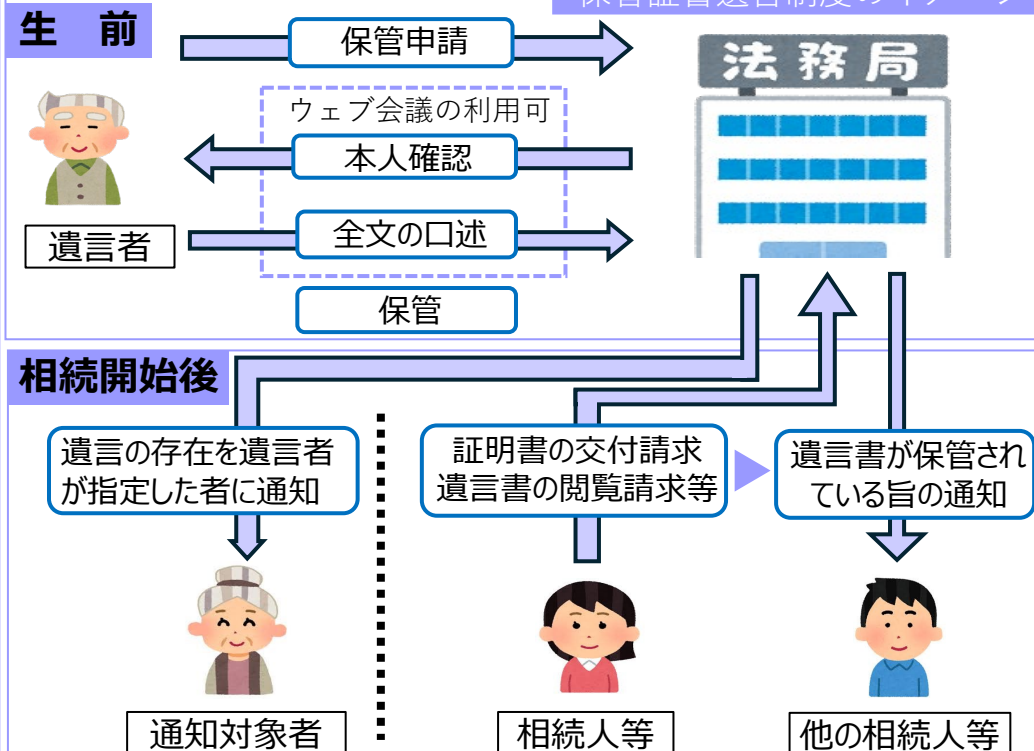
改正後の任意後見契約法を適用【附則6条】（※6）

※6 ただし、旧法下で生じた任意後見契約に係る効力は維持【附則6条】

1. 保管証書遺言の創設等

- 現在主に用いられているのは自筆証書遺言、公正証書遺言
- デジタル機器の普及、手書きする機会の減少
- 自筆証書遺言の本文は本人が手書きする必要があり、負担大
- 自筆証書遺言書保管制度を利用するためには本人が法務局に出頭して対面での手続が必要
- 相続登記の促進による所有者不明土地問題等の社会課題への対応の必要性

保管証書遺言制度のイメージ



- **遺言の内容が記録されたデータ等の保管を法務局に申請し、本人が遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設**

【民法968条の2、968条の3、遺言書保管法7条-13条、17条-20条】
（新旧p47-49、149-163）

- ・ パソコン等を用いた作成が可能
 - ※ 署名又はこれに代わる措置(電子署名を想定)が必要
- ・ オンラインによる保管申請が可能
 - ※ データの保管申請のほか、それをプリントアウトしたものの保管申請も可能
- ・ ウェブ会議を利用した手続が可能
 - ※ 遺言書保管官においてウェブ会議の利用が相当と認めるときに利用可能
- ・ 遺言書保管官による本人確認により、第三者のなりすましを防止
- ・ 遺言者が遺言の全文を口述することにより、遺言者の真意に基づかない遺言が作成されることを防止
 - ※ 遺言書保管官が財産目録を遺言者に閲覧させることなどにより、財産目録の口述を不要とすることが可能
 - ※ 口がきけない者は、遺言の全文の口述に代え、通訳人の通訳や自書が可能
- ・ 法務局に保管することにより紛失、改ざん等を防止
- ・ 遺言の存在を遺言者が指定した者に通知することにより、相続登記を始めとする遺言執行を円滑化
- ・ 相続開始後、相続人等は、遺言書の証明書の交付請求等が可能
 - ※ 証明書の形式はデータ・書面のいずれも選択でき、オンライン請求も可能
- ・ 相続開始後の家庭裁判所における検認手続が不要

- **自筆証書遺言書保管制度における手続のデジタル化等**

【遺言書保管法6条、8条、12条-14条、16条-19条】（新旧p148-163）

- ・ オンラインによる保管申請、証明書の交付請求等が可能
- ・ ウェブ会議を利用した各種手続が可能
- ・ 遺言の存在を遺言者が指定した者に通知

2. 特別の方式の遺言の見直し

- 死亡危急時遺言
 - ・デジタル化に未対応
 - ・現行方式は、証人三人以上の立会いが必要であり、死亡の危急に迫った状態で証人を確保する負担あり
- 船舶遭難者遺言
 - ・デジタル化に未対応
 - ・作成を認めるべき場面は、現代社会において船舶遭難以外にも存在
 - ・証人二人以上の立会いが必要であり、船舶遭難の状況下で証人を確保する負担あり
 - ・船舶遭難の状況下のため、証人が死亡するリスク、遺言書が滅失するリスクあり

● 死亡危急時遺言につき、新たな方式を追加

【民法976条の2】（新旧p51-52）

- ・パソコン等で作成したデータを遺言とすることが可能
- ・遺言作成状況を録音・録画することにより、証人一人以上の立会い（ウェブ会議の利用可）で遺言を作成することが可能な方式を追加

● 船舶遭難者遺言につき、作成場面及び新たな方式を追加

【民法979条、979条の2】（新旧p52-54）

- ・作成場面に、大規模地震等の「天災その他避けることのできない事変」が発生した場合を追加
- ・以下の二つの方式を追加
 - ①口頭で遺言する状況を録音・録画することにより、証人一人以上の立会い（ウェブ会議の利用可）で作成することが可能な方式
 - ②口頭で遺言する状況を録音・録画し、特定の者にメール等で送信することにより、証人の立会いを不要とする方式

3. 遺言制度における押印要件の見直し

- 行政手続や民間の商慣行における押印の見直しが進展
- 公正証書遺言における遺言者等の押印要件は、令和5年の公証人法改正により廃止
- 押印に関する慣行や法意識の変容が生じつつある

● 押印の任意化 【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

- ・自筆証書遺言、秘密証書遺言、特別の方式の遺言における遺言者及び証人等の押印要件を廃止し、押印を任意とする。
- ※ 遺言書の加除その他の変更の際の押印要件も廃止し、押印を任意とする。

4. 証人等の欠格事由の範囲の拡張

- 単身高齢者が増加し、入所している高齢者施設等への遺贈が行われる例あり
- 受遺者の従業員等は証人の欠格事由でない

● 証人等の欠格事由の範囲の拡張

【民法974条】（新旧p50）

- ・受遺者のみならず、その被用者（受遺者が法人の場合には、その被用者及び役員）も欠格事由とする